

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について  
(概要)

## 1. 背景

平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)第74条により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第4項に規定される、都道府県知事が行う特別保護地区の指定及び変更に係る協議のうち、指定(存続期間終了後継続して特別保護地区を指定する場合であって、その区域に変更がない場合に限る。)及び存続期間の延長に係るものについては、届出とするとされた。

これを受け、届出の手続について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。)において規定するもの。

## 2. 概要

法第29条第4項に基づく届出について、以下の事項を記載した届出書を提出するものとする。

- ① 指定のうち、特別保護地区の存続期間終了後継続して特別保護地区を指定する場合であって、その区域に変更がないもの
  - ア 特別保護地区の名称
  - イ 特別保護地区の区域
  - ウ 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
  - エ 特別保護地区の存続期間
  - オ ウの土地及び水面における鳥獣の生息状況
- ② 特別保護地区の存続期間の延長に係るもの
  - ア 存続期間の変更をしようとする旨

これらの届出書には以下を添えるものとする。

- ア 特別保護地区の区域及びその位置を示す図面
- イ 法第29条第6項において準用する法第4条第4項並びに第28条第3項及び第6項の規定による合議制機関への諮問に対する答申の写し及び意見聴取に係る調書その他の環境大臣が必要と認める参考となる資料

## 3. 施行期日

平成25年9月14日